

全ト協発第609号(環)
令和8年3月5日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一
(公 印 省 略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)による改正後の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第62条の2第2項の規定に基づき、令和8年2月10日、「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公表され、令和8年4月1日から適用されることについて、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり周知依頼がありました。

この指針は、改正法により事業者の努力義務とされた高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置について、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項が示されたもので、事業者等の関係者において、高年齢者の労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて取り組むためのものです。

つきましては、貴協会におかれましても、本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知ご協力方よろしくお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019以上